

第 1 0 号様式 診療所開設届（医師又は歯科医師による開設）

どんなときに

個人の医師、歯科医師が、診療所を開設したとき。

※病床を設置する場合は、保健所への申請前に愛知県地域保健医療計画における病床整備計画についての事前協議が必要となりますのでご注意ください。

いつまでに

開設後 10 日以内。

※建築検討図面を作成の段階で事前にご相談ください。

届出に必要な書類

書類は正副 2 部提出してください。（1 部は保健所提出、1 部は開設者控え）

- ・ **第 1 0 号様式 診療所開設届**

- ・ 周囲の見取り図

- ・ 建物の見取り図が含まれた、敷地の平面図

- ※ビル内の診療所の場合は、そのフロアの平面図

- ・ 建物（診療所）の平面図

- ・ 管理者及び勤務医師、歯科医師、薬剤師の免許証

- ※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい。

- ・ 管理者の臨床研修修了登録証

- ※管理者が平成 16 年度以降の医籍登録者又は平成 18 年度以降の歯科医籍登録者である場合のみ必要

- ※保健所にて原本照合を行いますので、写しと原本をご持参下さい。

- ・ **その他 3 かかりつけ医ガイドブック掲載同意書**

＜診療用エックス線装置を設置する場合は以下の書類も必要です。＞

- ・ **第 2 2 号様式 診療用エックス線装置設置届**

- ・ エックス線診療室の平面図、側面図（管理区域が明示されているもの）

- ・ しゃへい計算書

- ・ 漏洩線量測定結果表

- ・ その他、装置一覧表、当該エックス線装置のカタログ等あれば提出してください。

＜診療所の土地、建物を賃貸にて開設する場合は以下の書類も必要です。＞

- ・ 賃貸契約書の写し

届出時に必要な報告

- ・新規開設をした医療機関については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて医療機能情報の報告を行う必要があります。
- ・参考マニュアルの「**新規ユーザ登録申請簡易マニュアル**」、「**定期・随時・新規報告簡易マニュアル**」を参照し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）にて新規ユーザ登録申請を行い、アカウントが発行されましたら、G-MISにて新規報告を行ってください。

注意・その他

- ・病床を設置する場合は、事前に「診療所病床設置許可申請」の手続きが必要となりますのでお申し出ください。
- ・病室を設置する場合は、施設使用開始前に「**第20号様式 病院・診療所・助産所施設使用許可申請書**」を提出し、保健所職員による検査を受ける必要があります。
- ・法人又は、非医師、非歯科医師が診療所を開設する場合は、事前に「**第2号様式 診療所開設許可申請（法人または非医師・非歯科医師による開設）**」を提出し、保健所長から許可を得たうえで、別様式「**第4号様式 病院・診療所・助産所開設届（法人又は非医師・非歯科医師・非助産師による開設）**」にてお届けいただく必要があります。
- ・麻薬施用者免許をお持ちの方については、免許に関する手続きが必要な場合もありますので、ご相談ください。